

「岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則及び岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和5年 月 日

岡谷市教育委員会
教育長 岩本 博行

岡谷市教育委員会規則第 号

岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則及び岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則の一部を改正する規則

別紙のとおり。

岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則及び岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則の一部を改正する規則

(岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則の一部改正)

第1条 岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則（平成12年岡谷市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「部課」を「部課等」に改め、同条の表以外の部分中「課」の次に「及び室」を加え、同表中

「

教育総務課
生涯学習課
スポーツ振興課

」

を

「

教育総務課
川岸学園設立準備室
生涯学習課
スポーツ振興課

」

に改める。

第5条第1項中「課」の次に「及び室」を加える。

第8条の見出しを「(課長等)」に改め、同条第1項中「課長を」の次に「、室に室長を」を加え、同条第2項中「課長」の次に「及び室長」を、「受けて課」の次に「又は室」を加える。

第10条第1項中「課」の次に「、室」を加え、「統括主幹」を「必要に応じて、統括主幹」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分中「課」の次に「、室」を加え、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 川岸学園設立準備室 川岸学園設立準備主幹

第12条第1項中「課」の次に「、室」を加える。

第14条第1項中「、課」の次に「、室」を加える。

第15条（見出しを含む。）中「主任指導主事」を「主幹指導主事」に改める。

第21条第2項中「課の長」の次に「、室の長」を加える。

別表第1中市立岡谷美術考古館の部の次に次のように加える。

岡谷市史編さん準備室	岡谷市史編さん準備室設置要綱（令和5年 岡谷市教育委員会告示第 号）	生涯学習課
------------	---------------------------------------	-------

別表第2中教育総務課の部の次に次のように加える。

川岸学園設立準備室	川岸学園設立準備	(1) 小中一貫教育を行う義務教育 学校の整備に関すること。 (2) 川岸小学校の長寿命化大規模 改修に関すること。 (3) 幼保連携型認定こども園の整 備に関すること。 (4) 室の庶務に関すること。
-----------	----------	---

（岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則の一部改正）

第2条 岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則（昭和35年岡谷市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1号中「18人」を「19人」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。